

嘉手納町地域公共交通計画策定基礎調査業務 仕様書

本仕様書は、嘉手納町（以下、「本町」という。）が行う「嘉手納町地域公共交通策定基礎調査業務（以下、「本業務」という。）」にかかる基本事項について定めるものである。

1. 業務の目的

本町は、町域面積 15,120 km^2 の 82% を軍用地が占め、住宅用地を含めた面積が 2,710 km^2 と利用可能な土地が限られている。

本町の交通状況は、広域的な幹線軸として南北軸の国道 58 号、東西軸の主要地方道沖縄嘉手納線（県道 74 号線）があり、それを補完する久得牧原線、水釜大木線が北側に面する読谷村と連結しています。沖縄本島のほぼ中央部ということもあり、中南部地域と北部地域を結ぶ重要な中軸を担っています。ただし、市街地内には幅員 4m 未満の狭隘道路が多く存在し、一方通行道路も多い状況となっています。

自動車保有台数については、旅客は長期的には緩やかに増加していますが、直近の数年間では微減傾向がみられるものの、マイカー依存率は高い状況にあり、公共交通機関の利用が低迷しているものと思われる。

このため、本業務は本町の交通を取り巻く問題・課題を踏まえ、公共交通に関する計画策定に向けた基礎調査を行うことを目的とする。

2. 業務の内容

本業務では、以下の項目について受託者が有する知見等を積極的に活用し、業務目的の達成を図るものとする。

（1）計画準備

業務の実施に際して必要な資料や図面等を収集し、各工程の検討と共に効率的な作業遂行のための実施計画を立案する。

（2）公共交通に関わる現状把握

①地域特性の現況整理

地勢、主要施設の立地、既存の統計データ等から人口推移、人口構造や分布状況、人の移動状況等について地域特性の把握を行う。

②公共交通の現状整理

主要道路や整備状況、地域内の公共交通機関（バス事業者、タクシーなど）の運行、利用並びに収支状況について情報収集して整理するとともに、その他必要と認める情報についても収集、整理し、現状把握を行う。

③上位、関連計画の把握

上位となる、又は関連する計画の整理から、まちづくりの方向性を把握する。

④嘉手納町を取り巻く社会動向の把握

各種調査結果から得られた情報やデータ等を分析し、本町を取り巻く社会動向の把握を行う。

⑤町民アンケート調査

無作為に抽出された 2,000 名の町民を対象に、交通に関わる町民以降の把握を行う。

（３）問題・課題の整理

前述の調査や分析内容に基づき、公共交通上の問題点、整備課題の整理とその対応策について考察し、問題・課題の見える化を図り、今後の各種計画検討に向けた方向性を検討する。

３．業務期間

契約締結日から令和８年３月１３日（金）まで

４．提出書類

受託者は、本業務の実施において次の書類を提出するものとする。

- （１）業務実施計画書（業務見積書を含む）【契約時】
- （２）着手届【着手時】
- （３）管理責任者等の通知届【着手時】
- （４）業務工程表【着手時】
- （５）完了届【完了時】
- （６）納品書【納品時】
- （７）その他、本町が支持する書類

５．成果物

本業務の成果物として、報告書（Ａ４版簡易製本）２部、電子媒体１部を提出すること。なお、成果物における著作権等の知的財産権利は、原則として本町に帰属する。

６．納入場所

嘉手納町役場 企画財政課

７．業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

- （１）業務を円滑、適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- （２）本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- （３）個人情報等の保護に関する法律を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- （４）本業務に関して提出した実施計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更の実施計画書を提出し、本町と協議すること。
- （５）契約期間中は本業務の進捗状況を随時本町へ報告し、遂行すること。
- （６）業務の遂行にあつては、業務月報を作成する等、書面によりその結果を確認できるよう整備すること。
- （７）本業務に係る書類について、業務完了の翌年度から５年間保管すること。

８．その他

本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。